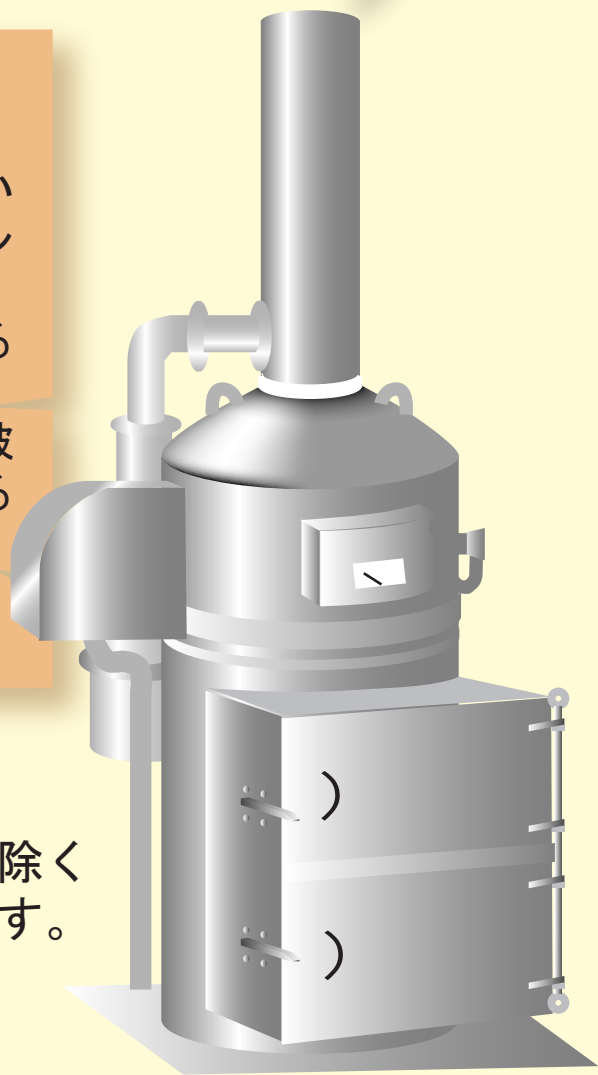


小型焼却炉の 届出制度が始まります

～ダイオキシンを減らすために～

高知市では、法律で規制されていない小型焼却炉による焼却がダイオキシン類の大きな発生源となっています。このため、小型焼却炉から排出されるダイオキシン類を抑制するために、「高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例」を改正いたしました。

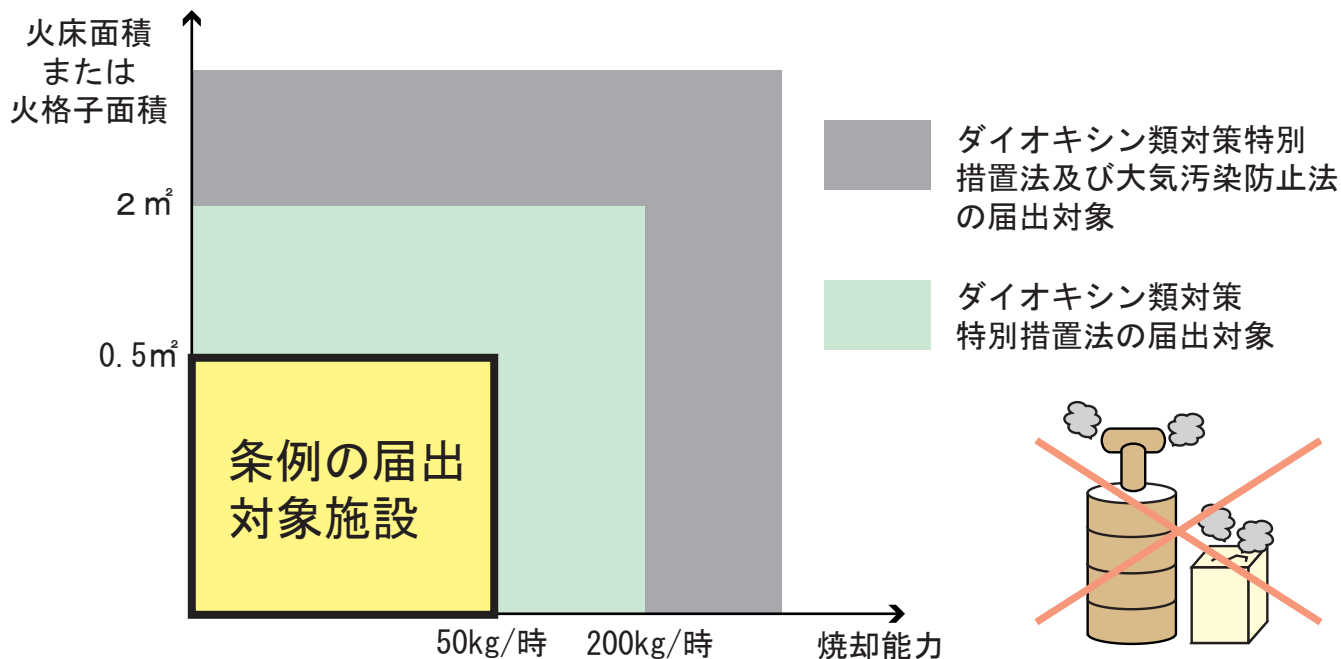
法律で規制されている廃棄物焼却炉を除くすべての廃棄物焼却炉が対象となります。



高知市

① 届出対象となる小型焼却炉

焼却能力50kg/時未満及び火床面積0.5㎡未満が対象です。



野焼きや、ドラム缶、一斗缶による焼却は法律で禁止されています！

② 設置等の届出

小型焼却炉を設置する（既に設置されている場合も含む）方は、高知市に届け出てください。

届出の種類	届出を要する場合	届出の期日
使用届	既に設置されている小型焼却炉を使用する場合	平成14年12月30日まで （施行日から30日以内）
設置届	施設の設置（入替も含む）	工事着手予定日の 60日前まで
変更届	施設の構造・使用方法等の変更	工事着手予定日の 60日前まで
	代表者・社名等の変更	変更後30日以内
使用廃止届	施設の廃止（休止の場合は不要）	廃止後30日以内
承継届	施設の譲渡・相続・合併等	承継後30日以内

※使用届・設置届には、設置場所案内図を添付してください。
また、施設の図面や仕様書（カタログ）等があればあわせて提出してください。

③ 指導基準

小型焼却炉を使用する場合は、以下の基準を守ってください。

以下の基準に適合しない焼却炉は、平成14年12月1日から使用できません。

構造基準

- ①空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ②燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ③外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。
- ④燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ⑤燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- ⑥煙突の高さ及び位置が、排出ガスによる周囲への影響を考慮されたものであること。

維持管理基準

- ⑦煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ⑧煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ⑨煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。
- ⑩燃焼ガスの温度を、おおむね摂氏800度以上に保つこと。
- ⑪廃棄物の投入量は、当該小型焼却炉の焼却能力を超過しないこと。

構造基準の①～⑤、維持管理基準の⑦～⑨については、廃棄物及び清掃に関する法律の規定により、小型焼却炉に限らず、すべての焼却炉が守らなければなりません。
（平成14年12月1日より）

④ 焼却量を減らしてください

ゴミの分別・リサイクルを徹底して
焼却量をできるだけ減らしてください。

届出済みの小型焼却炉でも…

(1) 資源物は分別してリサイクルしてください。

「燃やす」ことにより、ダイオキシン類は発生します。

(2) プラスチック類は、焼却しないでください。

プラスチック類の混入により不完全燃焼しやすく、
黒煙、悪臭の原因にもなります。



リサイクルに努めましょう！

この条例は、平成14年12月1日から施行されます。

お問い合わせ先

高知市環境部環境保全課

TEL 088-823-9471

FAX 088-823-9493

E-mail kc-181300@city.kochi.kochi.jp